

# ■ 税額控除一覧表

| 税額控除                    | 適用が受けられる人   | 控除額の計算方法、備考   | 必要な書類リスト  |
|-------------------------|---|---|---|
| 1 配当控除                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 内国法人から受ける配当。</li> <li>■ 特定株式投資信託、及び特定証券投資信託の収益の分配。</li> </ul>  | 配当所得の金額- {課税総所得金額-1000万(赤字の場合は0)} ×10%<br>※申告分離課税を選択した人は配当控除の適用なし<br>※特定証券投資信託がある場合、別途計算方法による | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書(特定証券投資信託の収益の分配がある方)</li> <li>2. 上場株式等に係る配当等について申告する場合は、申告する配当等の種類に応じた支払通知書や特定口座年間取引報告書</li> </ol>  |
| 2 投資税額控除等               | 事業所得等の特例に係る税額控除の適用を受ける場合  | 各種の特別控除ごとに一定の方法により計算した金額  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適用を受ける控除の計算に関する明細書(例)中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書</li> </ol>   |
| 3-1 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除) | 住宅借入金等を利用して、家屋の新築、購入、増改築等を行い平成13年1月1日以後(除く平成13年7月1日～平成17年12月31日)に居住の用に供した場合で、一定の要件を満たすとき  | 『(住宅借入金等)特別控除額の計算明細書』で計算した金額<br>特定取得(消費税8%で取得)…最高40万円<br>特定取得で認定住宅の場合…最高50万円                  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書</li> <li>2. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書<br/>※給与所得者の場合、源泉徴収票が必要<br/>※その他の書類については、『住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照</li> </ol>  |
| 3-2 特定増改築等住宅借入金等特別控除    | 借入金を利用して、省エネ改修工事やバリアフリー改修工事をした場合に一定の要件を満たすとき  | 年末借入金残高×2%(バリアフリー・省エネ以外の部分は1%) (特定取得(消費税8%)の場合最高12万5,000円)                                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書</li> <li>2. 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書<br/>※その他の書類については、『特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ』を参照</li> </ol>   |
| 4 政党等寄付金特別控除            | 特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合<br>※ 寄付金控除との選択適用  | (その年中に支払った政党等に対する寄付金の額の合計額－2000円) ×30% (原則)   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 政党等寄附金控除特別控除額の計算明細書</li> <li>2. 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」</li> <li>3. 寄付金の領収書</li> </ol>   |
|                         | 認定NPO法人等に寄付をした場合<br>※ 寄付金控除との選択適用   | (その年中に支払った寄付金の額の合計額－2000円) ×40%   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定NPO法人等寄附金控除特別控除額の計算明細書</li> <li>2. 寄付金の領収書</li> </ol>   |
|                         | 公益社団法人、公益財団法人、学校法人等社会福祉法人、厚生保護法人に寄付をした場合<br>※ 寄付金控除との選択適用   | ※それぞれの額を計算し、税額控除限度額(所得税の25%相当額)は合わせて判定。   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公益社団法人等寄附金控除特別控除額の計算明細書</li> <li>2. その法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し</li> <li>3. 寄付金の領収書</li> </ol>  |
| 5-1 住宅耐震改修特別控除          | 昭和56年5月31日以前に建築された自己の居住の用に供する家屋について、居住者が耐震改修を行った場合  | 耐震改修の標準費用(補助金等控除後)の金額×10%(消費税率8%の場合最高25万円)<br>※平成26年4月1日～平成31年6月30日までの間に改修工事を行った場合            | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書</li> <li>2. 住宅耐震改修証明書</li> <li>3. 家屋の登記事項証明書(原本)</li> <li>4. 住民票の写し</li> <li>5. 給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票</li> </ol>   |
| 5-2 住宅特定改修特別税額控除        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ バリアフリー改修工事をした人</li> </ul> (1) 50歳以上の人<br>(2) 要介護・要支援者、(3) 障害者<br>(4) 65歳以上または(2)(3)の人と同居している人<br><ul style="list-style-type: none"> <li>■ 省エネ改修工事をした人</li> </ul> | 改修工事の標準費用(補助金等控除後)の金額×10%(バリアフリー消費税率8%の場合最高20万円、省エネ消費税率8%の場合最高25万円、太陽光発電設備消費税率8%の場合最高35万円)    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書</li> <li>2. 住民票の写し</li> <li>3. 増改築等工事証明書</li> <li>4. 登記事項証明書</li> <li>5. 工事請負契約書の写し</li> <li>6. 給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票</li> <li>7. 介護保険の被保険者証の写し(該当者のみ)</li> <li>8. 交付を受ける補助金等の額を証する書類(補助金等を受けた場合)</li> </ol> ※その他必要書類などについては、『住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』をご参照ください。 |
| 5-3 認定長期優良住宅新築等特別税額控除   | 認定長期優良住宅又は、認定低炭素住宅の新築又は建築後使用されたことのないものの取得をした場合  | 標準費用の額×10%(消費税率8%の場合最高65万円)<br>控除しきれなかった額は翌年に繰越が可能  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書</li> <li>2. 登記事項証明書(原本)</li> <li>3. 工事請負契約書の写し等</li> <li>4. 住民票の写し</li> <li>5. 給与所得者の場合は、給与所得の源泉徴収票</li> <li>6. その家屋に係る長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し</li> <li>7. 住宅用家屋証明書又は認定長期優良住宅建築証明書</li> </ol>   |
| 6 災害減免額                 | 災害によって住宅や家財について相当の損害を受けた ※雑損控除との選択適用  | 所得金額の合計額<br>・500万円以下…全額免除<br>・500万円超750万円以下…2分の1の軽減<br>・750万円超1,000万円以下…4分の1の軽減               | 損失額の明細書   |
| 7 外国税額控除                | 外国所得税の課税対象とされる場合  | 一定の方法により計算した金額  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国税額控除に関する明細書</li> <li>2. 外国所得税を課税されたことを証明する書類<br/>※その他必要書類は、『外国税額控除を受けられる方へ』を参照</li> </ol>   |
| 8 源泉徴収税額                | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ サラリーマンが給与から差し引かれる源泉徴収税額</li> <li>■ サイドビジネスやフリーの方が、原稿料等の報酬をもらったときに差し引かれている源泉徴収税額</li> </ul>   | 給与や報酬等の支払者においてあらかじめ差し引かれた所得税率   | 源泉徴収票   |
| 9 予定納税額                 | 前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額(予定納税基準額)が15万円以上である場合   | 税務署から通知を受けた額について実際に納めたかにかかわらず、第1期分と第2期分の合計額を記入。税務署より送付されてくる本人用申告書には、すでに金額が印字されている。            | 6月頃税務署より送付される、「平成●年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に金額は記載されている。   |

■ 青字は税務署に備え付けの書類

■ 各種税額控除については、細かい適用要件等がございますので、詳しくは国税庁ホームページをご参考下さい。